

## 総社市告示第81号

令和7年度総社市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和7年6月25日

総社市長 片岡 聡 一

### 令和7年度総社市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「不足額給付金」とは、この要綱の定めるところにより、市によって贈与される低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）をいう。

（支給対象者）

第3条 不足額給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点において市に住所を有するもの（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。以下同じ。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1）ア及びイに掲げる額の合計額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを1万円に切り上げた額）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前の令和6年度分の個人住民税所得割の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 令和6年度総社市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱（令和6年総社市告示第85号。以下「当初給付要綱」という。）第10条の規定により決定した給付金（以下「調整給付金（当初給付）」という。）の額（調整給付金（当初給付）の受給を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付）の受給を辞退等していなければ受給していた額とし、特別な理由があつて受給できなかった者及び調整給付金（当初給付）の支給対象外の者にあつては、零とする。）

（2）令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が48万円を超える者

（3）令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税における地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

（4）前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）（令和5年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について（令和5年11月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）別添）に規定する地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する者

- 2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等により把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額が零でない者
- (2) 調整給付金(当初給付)の支給対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)
- (3) 総社市住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱(令和5年総社市告示第83号)第2条第5号に規定する追加支給対象者若しくは追加支給対象者と同一の同条第3号に規定する住民税非課税世帯若しくは同条第6号に規定する追加支給家計急変世帯に属する者、総社市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者支援給付金支給事業実施要綱(令和6年総社市告示第2号)第2条第2号に規定する支給対象者若しくは支給対象者と同一の同条第3号に規定する住民税均等割のみ課税世帯に属する者、令和6年度総社市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱(令和6年総社市告示第86号)第2条第2号に規定する支給対象者若しくは支給対象者と同一の同条第3号に規定する住民税非課税世帯に属する者又は令和6年度総社市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者支援給付金支給事業実施要綱(令和6年総社市告示第87号)第2条第2号に規定する支給対象者若しくは支給対象者と同一の同条第3号に規定する住民税均等割のみ課税世帯に属する者

(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを1万円に切り上げた額)から同号ウに掲げる額を差し引いた額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者である場合は同号アの額を、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者である場合又は令和6年1月2日以後に国外から転入し、令和7年1月1日時点において市に住所を有する者である場合は同号イの額を、それぞれ零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以後に国外から転入し、令和7年1月1日時点において市に住所を有する者である場合は、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、4万円から所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に支給を受けた調整給付金(当初給付)の額並びに同項第1号の規定により支給される不足額給付金の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として支給を受けた額を含む。)を差し引いた額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを1万円に切り上げた額)とする。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付金の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、不足額給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により不足額給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りでない。

(受給権者)

第5条 不足額給付金の受給権者は、支給対象者とする。

(確認書による支給手続)

第6条 市は、第3条第1項第1号に規定する支給対象者に対し、不足額給付金支給確認書(以下「確認書」という。)を送付するものとする。ただし、令和7年1月1日時点において市に住所を有する者であって、市から調整給付金(当初給付)を受給していないものについては、この限りでない。

2 前項に規定する確認書の送付は、電子情報処理組織(総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成29年総社市条例第16号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第9条第2項において同じ。)を使用して行うことができるものとする。

3 第3条第1項第1号に規定する支給対象者が不足額給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、確認書を提出するものとする。

(申請書による支給手続)

第7条 第3条第1項第2号から第4号までに規定する支給対象者が不足額給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、不足額給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

（受付開始日及び提出期限）

第8条 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年10月31日までとする。

（提出及び支給の方式等）

第9条 支給対象者による確認書等の提出及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

（1）口座振込方式 支給対象者が確認書等を市に提出し、市が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2）現金受領方式 支給対象者が確認書等を市に提出し、市が現金を交付することにより支給する方式

2 支給対象者は、前項第1号に規定する口座振込方式による場合に限り、電子情報処理組織を使用した確認書等の提出を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による確認書等の提出の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該提出を行う者の本人確認を行うものとする。

（代理による確認書等の提出及び受給）

第10条 支給対象者に代わり、代理人として前条第1項の規定による確認書等の提出及び不足額給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

（2）親族その他の平素から支給対象者の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認める者

2 代理人は、確認書等を提出するときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人の本人確認を行うものとする。

（支給の決定）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された確認書等を受理したときは、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給を決定した支給対象者に対し、不足額給付金を支給するものとする。

（通知による支給）

第12条 第6条から前条までの規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかの口座情報を取得できた者であって、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できるものに対し、不足額給付金の支給について通知を行うことができるものとする。

（1）当初給付要綱により給付金を支給した実績に基づき、市が保有する口座情報

（2）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づく公金受取口座情報

2 前項の規定による通知を受けた支給対象者は、当該通知を受けた後、不足額給付金の受給の辞退又は振込口座の変更を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の規定による通知を行ったときは、速やかに支給を決定し、通知を行った支給対象者に対し、不足額給付金を支給するものとする。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

（不足額給付金の支給等に関する周知）

第13条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び支給の要件、支給の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第14条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合は、当該支給対象者が不足額給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により不足額給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った不足額給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 不足額給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。